

奈良県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

奈良県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県生活環境保全条例施行規則（平成九年三月奈良県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の規定にかかわらず、別表第一の1の1の項に掲げるボイラーのうち、ガスを専焼させるものにおいて発生するばいじんに係るばい煙濃度の測定は、当該ばい煙等規制基準の測定法により五年に一回以上行うこと。

三 第一号の規定にかかわらず、別表第一の1の4の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて、温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎時千立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器において発生するばいじんに係るばい煙濃度の測定は、当該ばい煙等規制基準の測定法により五年に一回以上行うこと。

第十四条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、別表第一の1に掲げる施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物に係るばい煙量が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算して毎時十立方メートル未満の別表第一の1に掲げる施設に係る当該ばい煙量の測定及びその記録については、適用しない。

別表第一の1の表の1の項中「伝熱面積（日本産業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定められた伝熱面積をいう。）が7平方メートル」を「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル」に改める。

別表第三の1の表の2中「空気圧縮機」を「空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）」に改め、別表第三の2の表の2中「圧縮機（「を」を「圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、」に改める。

別表第五の1の付表の備考中「規格K0103」を「日本産業規格（以下「規格」と

いづ。) K O 1 0 3 J に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年二月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第一の1の表の1の項に掲げる施設に係る奈良県生活環境保全条例（平成八年十二月奈良県条例第八号）第十二条又は第十四条の規定による届出については、施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。